

- 4 会社の代表者や所在地等を変更した。
建設工事の名称を変更した。

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 建設工事の名称及び内容（建設工事の場合）

を変更したときは、知事に届け出なければなりません（条例第5条第2項）。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

変更したとき、速やかに

処 理 計 画 変 更 届

〇〇年10月31日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第1項（第2項、第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川マンション新築工事	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号（別添位置・区域図参照）	
処理計画書届出年月日		〇〇 年 10 月 5 日	受理番号 〇〇 土木 第 〇〇 号
変更内容	変更前	代表者の氏名 — 代表取締役 〇〇 〇〇	
	変更後	代表者の氏名 — 代表取締役 △△ △△	
変更理由		<u>10月30日</u> をもって、代表取締役を交代したため	
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 （内線） 〇〇〇		